

国際税務レポート

2020 Winter



目次

国内税務情報	(国際関係)	3
海外税務情報		8

※2020年11月現在の情報を掲載しております。



1. 国際稅務情報 (国際関係)



1. 国際稅務情報 (国際関係)

No.	情報発表日	区分	リソース	項目	概要•解説	参照URL
1	2020/7/22	租税条約	財務省HP	租税条約	BEPS防止措置実施条約がインドネシア、エジプト条約に 適用	www.mof.go.jp/tax_policy/sum mary/international/tax_convent ion/press_release/201204ind_j .html
2	2020/9/30	税制	国税庁HP	税制	グループ通算制度に関する取扱通達の制定について(法令 解釈通達)	https://www.nta.go.jp/law/tsut atsu/kobetsu/hojin/200928/01. htm
3	2020/10	税制	国税庁HP	税制	税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組につ いて(調査課所管法人の皆様へ)	https://www.nta.go.jp/taxes/te tsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/ sanko/cg.htm
4	2020/10	相互協議	国税庁HP	相互協議	令和元事務年度の「相互協議の状況」について	www.nta.go.jp/information/rele ase/kokuzeicho/2020/sogo_kyo gi/index.htm
5	2020/10/1	税制	国税庁HP	税制	法人税基本通達等の一部改正について (法令解釈通 達)	https://www.nta.go.jp/law/tsut atsu/kihon/hojin/kaisei/2010xx /index.htm
6	2020/10/12	租税条約	財務省HP	租税条約	ジョージアとの租税条約の締結交渉を開始	www.mof.go.jp/tax_policy/sum mary/international/tax_convent ion/press_release/20201012ge o.html

1. 国際稅務情報 (国際関係)

No.	情報発表日	区分	リソース	項目	概要・解説	参照URL
7	2020/10/12	国際課税	OECDHP	デジタル課税	「Tax Challenges Arising from Digitalisation – Economic Impact Assessment」を公表	https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-digitalisation-economic-impact-assessment-0e3cc2d4-en.htm
8	2020/11	税制	国税庁HP	税務調査	令和元事務年度 法人税等の調査事績の概要	https://www.nta.go.jp/informa tion/release/kokuzeicho/2020/ hojin_chosa/index.htm
9	2020/12/10	税制	自由民主党HP	税制	令和3年度税制改正大綱	https://www.jimin.jp/news/policy/200955.html
10	2020/12/14	租税条約	財務省庁HP	租税条約	法人税基本通達等の一部改正について (法令解釈通 達)	https://www.nta.go.jp/law/tsut atsu/kihon/hojin/kaisei/2010xx /index.htm
11	2020/12/14	国際課税	経団連HP	デジタル課税	OECDレポートについてのパブリックコメント公表	https://www.keidanren.or.jp/p olicy/2020/124.html
12	2020/12/15	租税条約	財務省HP	租税条約	スイスとの租税条約の改正交渉を開始	www.mof.go.jp/tax_policy/sum mary/international/tax_convent ion/press_release/20201215Sw i.html

1. 国際稅務情報(国際関係)

外国子会社合算税制·移転価格税制に係る実地調査の状況 (国税庁HP)

外国子会社合算税制に係る現地調査の状況

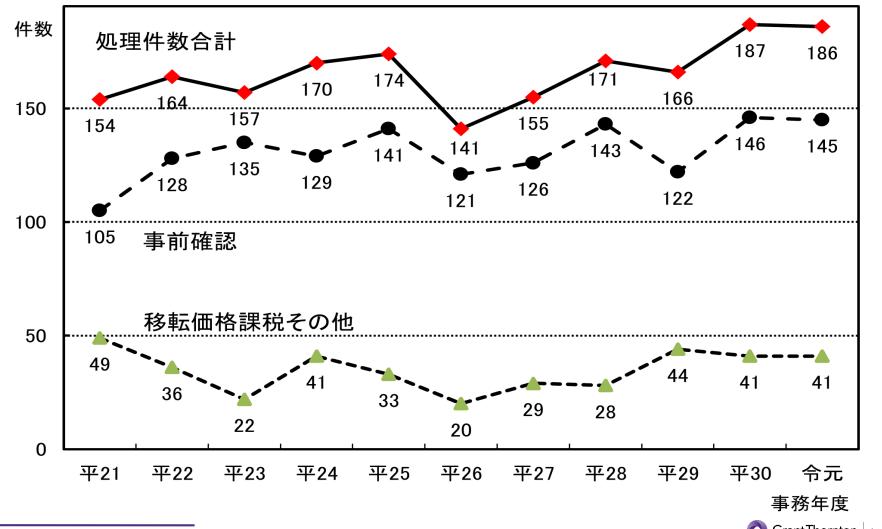
						事務年度等		度等	平30		令元				
項	目						_		件数等	前年対比	件数等	前年対比			
Г									件	%	件	%			
非	違	が	あ	つ	<i>†</i> :	件	数	1	71	131.5	65	91.5			
									億円	%	億円	%			
申	告	漏	漏	漏	漏	れ	所	得	金	額	2	99	8.5	427	431.9

移転価格税制に係る実地調査の状況

						事務年度等			平30	平30		令元	
項	目						_		件数等	前年対比	件数等	前年対比	
T									件	%	件	%	
非	違	が	あ	つ	tc	件	数	1	257	144.4	212	82.5	
									億円	%	億円	%	
申	告	漏	れ	所	得	金	金額	2	365	83.7	534	146.6	

1. 国際稅務情報(国際関係)

相互協議処理件数 (国税庁HP)







南北アメリカ



アメリカ

バイデン氏勝利による税務政策の変

ジョー・バイデン前副大統領のアメリカ 合衆国大統領選挙での勝利は、税 務政策に重要な変化を引き起こす可 能性がある。

バイデン氏は長期および短期の税務 計画の見通しに基づき税務分野のほ とんどをカバーする広範な税制改正の 提案を行った。

高所得者の負担が重くなる増税案を 打ち出したバイデン案では年収40万 ドルに満たない人への増税はせず、子 どもがいる世帯への税額控除の拡大 や、1軒目の住宅購入者に対する税 額控除を復活するなど納税者への利 益が提供される案もあるが、間接税 については労働者へ税金コストの一 部が負担されるともいわれており、納 税者は、バイデン氏が今後実施する 税制改正による影響を注視する必要 がある。

	現行	バイデン案
法人税率	21%	28%
個人所得税の最高税率	37%	39.6%
内国歳入法第199A条の対象となる パススルー所得の最高実効税率	29.6%	39.6%
長期キャピタルゲインの最高税率	20%	39.6%

南北アメリカ



アルゼンチン

アルゼンチン、下院が富裕税法案を 可決

アルゼンチンの下院において、13時間 以上続いた討論の末、富裕層に1回 限りの税金を課す法案を可決され、 承認へ向けて上院へ進められた。 この法案が承認されると、270万ドル を超える資産を持つ約10,000人の アルゼンチン国民に富裕税が適用さ れることとなる。



メキシコ

メキシコ、無効な請求書の発行を 行った納税者リストを官報へ掲載 メキシコの公式官報は11月18日、 No.500-05-2020-23750および 500-05-2020-23758を発行した。 官報には資産、人員、インフラストラク チャ、商品またはサービスの提供能力 がないにも関わらずインボイスを発行し た企業および個人の納税者が掲載さ れている。官報に掲載された納税者 は、インボイスに関連する業務の存在 を証明する証拠を提出することにより、 15日以内に官報への掲載に対する 異議を申し立てることができるとされて いる。



カナダ、減税や公共支出の財政的余

カナダには、減税、数十億ドルの追加 財政支出、国の債務をパンデミック前 のレベルに戻せるだけの財政的余地 があると、議会予算局は述べた。 また、全州および連邦レベルの政策 担当者は、経済がパンデミックにより 世界的な閉鎖より動揺している間、 増税しないことを誓った。そのため、カ ナダの公共支出は急増し、連邦政府 の赤字は2021会計年度に3,432 億カナダドルに増加すると予測されて いると財務省は7月に述べた。

アジア



中国

中国財務省コロナウイルスにより返品 ーー された輸出物品に対する税制を公表 中国財務省は11月3日に、コロナウ イルス感染拡大により返品された輸 出物品に対する税制措置を公表した。 本税制の内容は下記のとおりである。

- 1. コロナウイルスの感染拡大によっ て返品された物品に係る付加価 値税及び消費税の還付
- 2. 1月1日から12月31日までに申 告され、輸出日から1年以内に 中国へ再輸送された物品の還付 の制限
- 3. 税額控除に係る申告書を提出 した否かに関係なく、VAT登録 者および非登録者が還付を請求 するための事前申請要件
- 4. 申告書がコロナウイルス感染拡 大によるものであるという書面によ る証明書の要件



韓国

韓国税務当局 相互協議制度に関 する英語版の手引きを発行 韓国の税務当局は10月20日に英 語版の相互協議に関する手引きを発 行した。

手引きの内容は以下の通りである。

- 1. 相互協議の概要と相互協議の 申請について
- 2. 所轄の税務当局の概要について
- 3. 相互協議に関する申請書の提 出期間、文書化、制限および受 理について
- 4. 請求の開始および終了に関する 手続き、形式について
- 5. 相互協議の結果による実行につ いて
- 6. 相互協議の申請書の提出に関 連する関係各所について
- 7. 進行中の裁判および行政救済 が相互協議に及ぼす影響につい
- 8. 所得計算および納期延長などの 特別な場合の申請書について



香港

香港 アパートの空室税導入中止を 検討

香港政府は、新築在庫に対する空 室税の導入を見合わせることを検討 していると、運輸住宅局が言及した。 同局の代表者は、同業者団体の反 応と経済状態によって再検討されて いると述べた。香港は、昨年の反政 府デモとコロナウイルスの感染拡大に よって経済に打撃を受けており、最大 8%の縮小を予測している。 空室税の導入中止の動きは、新築 物件の売り上げが落ちたとしても、デ ベロッパーにとって安心材料となるだろ う。香港は直近2019年時点におけ る空室は44,890室、香港の不動産 在庫の3.7%を占める。

空室税は、昨年のデモの影響により 議会が停止しているため、まだ可決さ れていない。



タイ

タイ副首相、外国人労働者の所得 税を引き下げについて言及 スパッタナポン・パンミーチャオ副首相 は、外国人労働者の個人所得税の 引き下げを含む措置がタイに投資家 や高技能労働者を引き付けることに 役立つだろうと述べた。

現在、外国人労働者に対しては東 部経済回廊地帯(Eastern Economic Corridor)についてのみ 17%以下の所得税の税率の適用対 象となっている。副首相は、バンコクを 含む国全体を対象とする措置に拡張 するよう財務省に要請している。

アジア



シンガポール

コロナウイルスによる法人所得税申告 書の提出期限を延長

シンガポール内国歳入庁はコロナウイ ルス流行のため、2019年10月1日 から2019年12月31日の間に終了 する事業年度に係る法人所得税申 告書の電子申告期限について、 2020年12月15日から2021年1月 15日に延長することを発表した。



ベトナム

移転価格規則の明確化

ベトナム政府は移転価格に関する新 たな規則を明確を定める政令No. 132/2020/ND-CPを発表した。法 令には以下の措置が含まれている。

- 1. 関連当事者取引に対して適用 する移転価格分析手法
- 2. 価格の決定や調整のための比較 可能性原則の提供
- 3. 追加の要素を含むための転価格 分析スコープの拡大とデータや比 較対象を収集するため1年間の 期限延長の実施
- 4. 特殊な比較方法を必要とする状 況についての概略
- 5. 移転価格決定のための納税者と 税務当局の権利と義務の特定
- 6. 移転価格文書の作成免除要件 の拡大

7. 移転価格文書様式の添付書類 のひな形の提供 法令は12月20日に発効し、2020 年の法人所得税の申告対象期間よ り適用される。



インド

ALPに対する変動上限の公表 インド直接税中央委員会は2020-21年評価年度におけるArms-Length Pricing(ALP)に対する変 動上限値に関する通知 No.83/2020をオンライン公表した。 ALPと実際の取引価格との間におけ る変動額は、次の値を超えることはで きないこととされている。

- 1. 本通知で明示されている卸売取 引の場合・・・1%
- 2. その他の場合・・・3%

アジア



フィリピン 12月に法人税減税の承 認を目指す

フィリピンは、コロナウイルス感染拡大 によって経営が傾いた企業を支援す るために、法人税率の減税に関する 法案を12月に通す予定である。 財務省長官のCarlos Dominguez は、声明の中で、12月には大統領が 法案に署名すると期待している。 この法案では、まず法人税率を30% から25%に引き下げて、さらに20% へ引き下げるものである。 また同長官は、今年の1月1日から遡 及的に法人税率の引き下げを申告 時に適用できるとし、フィリピンの事業 者の99%を占める中小企業がこの 法案の恩恵を受けることになるだろうと

上院の計画では、100百万ペソ以下 の資産(土地を除く)を保有し、課税 所得が5百万ペソ以下の事業者は、 法人税率を30%から20%へ、10% の引き下げを受けることができる。また、 高額な投資による優遇措置も本法 案の一部となっている。



インドネシア

財務省「スーパー減税制度」導入、 研究開発費を最大300%控除 インドネシア財務省が財務大臣規定 2020年第153号を10月9日に公 布、施行した。特定の11分野105 種を対象に、研究開発費を法人税 の対象としない措置を導入した。 対象となる分野は、食料、薬品・化 粧品·健康機器、織物·革製品·履 物、輸送機器、情報通信機器、エネ ルギー、資本財・部品・副資材、農 産業、金属・鉱物、石油ガス、石炭 に基づく基礎科学、防衛・セキュリ ティーの11分野である。 対象企業は、研究開発費の100% が総所得から控除され、さらに以下の

条件を満たせば、追加で最大200% 控除される。

50%:研究・開発の結果、特許等 知的財産を国内で登録した場合 25%:上記の国内で登録した知的 財産を国外でも登録した場合 100%:研究・開発が商業化段階 に達した場合 25%:権利化や商業化段階に達 する研究・開発が政府の研究開発 研究所またはインドネシアの高等教 育機関と連携して行われた場合 政府は今回の政策で特に製薬産業 での研究開発を奨励したい構えで、 財務相は「この政策によって、新型コ ロナウイルスへの対応の面で医薬品 産業での研究開発の促進が期待さ れると述べている。

も述べている。

オセアニア



オーストラリア

オーストラリア2020-2021予算 オーストラリア政府は、2020-2021 の連邦予算を公表した。世界的なコ ロナウイルス感染拡大に伴う経済の 再建および回復についてである。

1. 資金繰り支援の欠損金の繰戻し オーストラリア政府は、対象企業 (総売上がAUD50億未満の法 人税の納税者)が、2019-20、 2020-21または2021-22年度 に生じた損失を繰り戻して、 2018-19年度以前に生じた課 税所得と相殺することができると 公表した。この制度によって、損 失が発生した年度に還付金が発 牛することになる。

> この制度は、対象企業にとっては キャッシュフローに好影響をもたら すものである。オーストラリア政府 は、資産の一時償却と併用する ことで、これらの制度を利用しや すいものにしようとしている。

この制度によって還付を受けるた めには、納税者は2020-21およ び2021-22のどちらの課税事業 年度に適用するか選択する必要 がある。

選択しない場合には、繰り戻し 環付は選択できず、通常どおり欠 損金を繰越すことになる。

2. 即時償却

オーストラリア政府は、ほとんどの 企業が適用可能な設備投資の 即時償却について公表した。重 要なのは、購入した年度ではなく 利用した年度に適用可能である こと、そして、その資産がオーストラ リア国内で使用されるものである こと。建物や資本的支出は本制 度の対象外である。

- 3. 小規模事業者の適用要件 オーストラリア政府は、小規模事 業者の適用要件である売上金 額の制限を、AUD10百万から AUD50百万に引き上げた。 要件緩和は喜ばしいことだが、こ の要件緩和の対象とならない、そ の他の小規模事業者向け制度 について、その適用要件の緩和 がなされていないため、それぞれの 制度ごとの要件を確認する必要 があり、適用判定が複雑になって いる。
- 4. 研究開発税制の改正 オーストラリア政府は、研究開発 税制の改正を行うことを公表した。 この改正により争いが起きやすい 要素が排除される。



ニュージーランド税務局コロナウイルス 感染拡大に伴う移転価格の申請書 を公表

ニュージーランド税務局は11月18日 にコロナウイルス感染拡大に伴う移転 価格の申請について明らかにした。 公表された内容は以下の通りである。

- 1. 関連者取引に関する独立企業 原則の継続申請について
- 2. コロナウイルス感染拡大によって 影響を受けた国内外の事業、機 能の変更、グループ内の取引や 収益性への全体的な影響に関 する証明書について
- 3. 比較対象取引データへの代替的 なアプローチについて

ヨーロッパ



オーストリア

コロナウイルスに係る減税措置の延長 オーストリア政府は、コロナウイルスパン デミックのための減税措置の延長を発 表した。

その延長内容は下記のとおりである。

- 1. 2021年12月31日まで、美食、 ホテル、文化産業の5%の売上 税の引き下げ
- 2. 2021年1月15日から2020年3 月31日まで、課税の繰延および 利息の免除
- 3. 2021年3月31日まで、残業代 や特定手当の免除などの臨時従 業員の措置
- 4. 2022年12月31日まで、 COVID-19ワクチンおよび検査 の配達、内部取得、および輸入 に対するVAT率の0%



ドイツ

R&D税制の優遇措置に関するFAQ ドイツ政府は、R&D税制トの優遇 措置に関するFAQを発表した。 そのFAOの内容は下記のとおりである。

- 1. 税金申告による申請書の申告 要件の取り消しを含む、申請要 件
- 2. 助成金の最低要件と対象となる プロジェクト
- 3. 非居住者の賃金控除がDTAに 基づく賃金費用にのみ許可され ることを含む、助成金の対象費
- 4. 受託研究の評価基準の制限と 規則
- 5. 会計年度がカレンダーと異なる企 業の評価
- 6. 税金の前払いおよび他の助成金 または国庫補助の累積額に対す る助成金の相殺の排除を含む、 助成金の金額の決定



コロナウイルスの影響を受ける特定事 業に対する追加の減税措置 フランス政府は、コロナウイルスパンデ ミックによって活動と収入に影響を受 ける特定企業に対する追加の減税 措置を発表した。

その発表内容は下記のとおりである。

- 1. 行政的に閉鎖された従業員50 人未満の適格事業に対する全 面的な社会保障拠出の免除
- 2. 10月から12月の間、行政的に 閉鎖された事業および従業員 250人未満の特定のホスピタリ ティ事業の賃貸人に対する最低 1か月の家賃の免除を条件とした、 家賃の30%の税額控除
- 3. 営業上の損害や活動制限につ いて、特定の事業に毎月の補償 を提供するための連帯基金の拡 張

ヨーロッパ



イタリア

多国籍企業の移転価格文書のコン プライアンス

イタリア政府は、オンライン規定No. 360494を掲載し、多国籍企業が所 得税の目的で移転価格手続きを遵 守するための文書要件を明確にした。 その内容は下記のとおりである。

- 1. マスターファイルには、グローバルな 事業運営、一般的な移転価格 ポリシーおよび所得と経済活動の グローバルな配分に関する情報 が含まれなければならない。
- 2. ローカル文書は、特定のグループ 内取引に関するより詳細な情報 を提供しなくてはならず、異なる 管轄区域の関連事業者間取引 に関連する移転価格を分析する 必要がある。
- 3. 年間収益が5,000万ユーロを超 えない企業は、大幅な変更がな い限り、最大2期分の課税期間 の移転価格データを更新する必 要はない。

4. すべての居住者および非居住者 の恒久的施設は、互換性のある 移転価格文書を提出しなければ ならない。

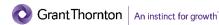


スペイン

2021年度予算における租税措置 スペイン財務省は10月27日、2021 年度の予算を公表した。

予算には下記の措置が含まれている。

- 1. 個人所得税率について、20万 ユーロ以上の資本所得について は23%から26%へ引き上げ、 30万ユーロ以上の給与所得の 45%から47%に個人所得税を 引き上げを行う。
- 2. 富裕税について、1,000万ユー 口を超える財産について2.5%か ら3.5%へ引き上げを行う。
- 3. 適格子会社の配当とキャピタルゲ インの免除を95%に制限
- 4. IRPF年金プランへの控除を修正
- 5. 砂糖と甘味飲料に対するVAT 税率を10%から21%に引き上 げ
- 6. ディーゼル税額控除の減額
- 7. 保険料税を6%から8%へ引き トげ



ヨーロッパ



イギリス

中小企業に対する研究開発税免除 措置を提案

英国歳入関税庁は中小企業に対す る研究開発(R&D)税制上の乱用を 防止するための措置を発表した。提 案には次のような措置が含まれる。

- 1. 会社が請求できる支払い税額控 除の上限を20,000ポンド (26,676米ドル)に、その期間の 支払い(PAYE)および国民保険 拠出(NIC)の支払い総額の 300%を加えた額に設定するす る。
- 2. 関連当事者の下請業者または 外部から提供された労働者の一 部のPAYEおよびNIC債務を含 める。

- 3. PAYEまたはNICの負債が複数 の会社の上限に計上されないよ うにする。
- 4. 従業員が知的財産の創造、創 造準備、管理を行っており、関連 者への研究開発費支出が15% 未満である企業の上限を免除す る規定を設ける。

措置は2021年4月1日からせこうさ れる。この措置を実施する法律は 2021年財政法案に盛り込まれる予 定である。



ポーランド

新コロナウィルス対策税制の改正 ポーランド議会上院(上院)は、企業 の所得税規則を改正する法案249 を受諾した。同法案には、以下の措 置が盛り込まれている。

- 1. 様々な管轄区域および税制上 の国々で牛み出される所得に対 する回避防止規則の強化
- 2. 納税者の定義の改正
- 3. 移転価格および減価償却規則 の改正
- 4. 恩恵救済制度の新たな控除限 度額はポーランド国外で牛み出 される所得には適用されないこと の明確化

- 5. 国内法をポーランド国外で牛み 出される所得に対するDTAの基 準に合わせる
- 6. 小規模納税者に対する追加的 な優遇税率の基準を改正する
- 7. 関連事業体間の取引の基準を 設定する
- 8. 有限責任組合に対する様々な 免税措置を発表する

の法律は2021年1月1日に施行さ れる。

ヨーロッパ



オランダ

国外損失防止税法案

上院が承認した法案の下で、オランダ の企業は、一定の国外損失を国内 所得と通算することが制限されること になる。

この法案は、エネルギー産業において よく用いられる海外子会社清算損を 国内所得と通算することを制限するこ とを目的としている。

この規則により制限される清算損失 は500万ユーロの限界値を超え、清 算会社がEUの会社ではなかった場 合に限定される。

当該法案は、2021年1月1日に発 効し、それ以降に始まる期間に適用 される。

上院が承認した別途の予算案には、 パテントボックス税率が7%から9%に 引き上げられたこと、パンデミック時に 投資を奨励する給与税関連のインセ ンティブが含まれていた。

どちらの法案も法案に署名されること が期待される。



スイス

従業員の株式報酬の取扱い

スイス税務当局は、従業員の株式報 酬の税務上の取扱いに関する通達を **公表した。**

主要な項目は以下の通り。

- 1. 課税所得、権利確定期間、市 場価格の決定を含む、従業員 株式の評価規則
- 2. 従業員株式への課税
- 3. オプションの課税

上記については2021年1月1日から 発効する。



2021年予算編成計画に基づく各種 税金改正法案を検討

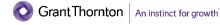
ベルギー代表会議所は2021年予算 編成プログラムに基づく種々の税制上 の措置を改正する法案

No.55K1662001の検討を受け入 れた。

同法案には、以下の措置が含まれて いる。

- 1. 2021年から2024年の間に、特 定の税額控除、控除、および免 除のための支出を計算するために 2020年の指数を1.5688に凍 結する。
- 2. コロナウイルスのパンデミックのため に、固定資産に対する一時的な 25%の投資控除制度を拡大す る。
- 3. 投資控除から免除されていない 免除を2年に延長する。

- 4. 2021年1月1日から、10日間の 研修に従業員を派遣する事業 主に11.75%の源泉徴収免除 を導入する。
- 5. 減額された住宅解体および復興 のための付加価値税率を2年間 ベルギー全十に拡大する。
- 6. 2021年1月1日から、製造たば こ製品に対する物品税を増額す
- 7. 銀行の残高、支払勘定、および 世界的な金融契約の金額につ いて中央窓口に脱税・詐欺対策 として報告することが義務付けら れている。
- 8. より高い保育の税制優遇措置。



ヨーロッパ



ギリシャ

各種税制措置を実施する官報法 ギリシャ公報12月4日法律第4758 号が公布され、各種税制措置が講じ られた。同法案には、以下の措置が 含まれている。

- 1. 所得税の50%免税及び2021 年1月1日にギリシャに居住地を 移転する個人に対する特別連帯 拠出金を条件付きで導入するこ
- 2. 11月1日に発効したコロナウイル スのパンデミックによる40%の強 制賃料削減制度の下で個人に 付与された還付金の50%を免 税すること
- 3. 分割納税制度を拡大すること
- 4. 国際航海における非居住船員に 対する所得税の免税措置を提 供すること

- 5. ケータリング会社による屋外サー ビスに対する免税補助金を提供 すること
- 6. 不動産移転税の免税申請を 2021年6月30日まで延長する 22
- 7. パンデミックによる特定商品の販 売に対する免税措置を提供する こと
- 8. 各種商品に対する付加価値税 及び物品税を改正すること

中東アフリカ



Covid-19対応における事業税控除 南アフリカは、2020年の法令13号お よび14号にて、Covid-19の対応と して事業税控除措置を実施した。 概要は以下の通り。

- 1. 小規模販売事業者による毎月 のVAT申告を一時的に認め、還 付を加速させる。
- 2. 納税額計算について、ロックダウ ン期間中を除外することにより、 期限を延長する。
- 3. 2019年の税務行政法改正法 による一部の改正項目につき、 施行日を10月1日まで延長する。
- 4. 追加の雇用補助を750ランドへ 増加



ナイジェリア

DTA未締結の国外所得の取扱い ナイジェリア財務省は、ナイジェリアが 二重課税防止協定(DTA)を締結し ていない国における国外所得の課税 に関する通達を発行した。 内容は以下の通り。

- 1. ナイジェリアにおいても課税対象と なる利益についてナイジェリア国 外で支払われた税金の控除
- 2. 納税者が控除を請求するための 資格要件と条件
- 3. 控除請求の手続き



© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.

このレポートは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、太陽グラントソントンの正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、太陽グラントソントンは責任を負いません。 今回のレポートの情報を利用する必要がある場合、太陽グラントソントンからご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。 yoichi.ishizuka@jp.gt.com / mayuko.kimura@jp.gt.com